

2020 年度（令和 2 年度）「実践研究事業」教職員実践事例集

豊かな人権教育の創造を

～子どもの可能性を引き出す人権教育～

《 目 次 》

1. はじめに	… P. 1
2. 日本型学校教育の継承・発展	… P. 2
(1) 一人ひとりに応じた支援	
(2) 育ちを支える居場所づくり	
3. 実践事例から	
事例① 不登校傾向の子どもへの関わりについて考える 【四日市市立常磐小学校の実践】	… P. 5
事例② 教育的に不利な環境のもとにある子どもの支援 について考える 【御浜町立阿田和中学校の実践】	… P. 6
事例③ 障がいのある子どもの地域における居場所づくり について考える 【県立城山特別支援学校の実践】	… P. 7
事例④ 外国につながるのある子どもの進路保障 について考える 【県立伊賀白鳳高等学校の実践】	… P. 8
事例⑤ 子どもの育ちを支える学校・家庭・地域の連携 について考える 【志摩市迫間教育集会所の実践】	… P. 9
4. おわりに	… P. 10

1. はじめに

中央教育審議会では、2021(令和3)年1月に、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」を取りまとめ、公表しました。

中央教育審議会は、答申の中で、特別な支援を必要とする子どもや外国につながる子ども、家庭の経済状況によって様々な面で不利な状況に置かれている子ども、いじめや虐待を受けている子ども、不登校状態にある子ども等、多様な子どもたちの存在を指摘したうえで、これからの学校教育には、こうした子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を伸ばしていくことが求められると述べています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて、「学習機会と学力の保障」、「全人的な発達・成長の保障」、「身体的、精神的な健康の保障(安全・安心につながるができる居場所・セーフティネット)」といった学校の役割が再確認されたとし、特に、全人的な発達・成長の保障、居場所・セーフティネットとしての福祉的な役割については、「日本型学校教育」の強みであると評しています。

そして、社会構造の変化や子どもを取り巻く様々な課題をふまえ、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」をめざす「令和の日本型学校教育」の構築に向けた方向性として、上記3つの保障を学校教育の本質的な役割として重視し、これを継承・発展させていく必要があると示しました。

この「日本型学校教育」こそ、子どもの人権に係わる実態から教育課題をとらえ、一人ひとりの子どもの教育を受ける権利や将来の自己実現を保障しようと家庭や地域と一体となって取り組んできた人権教育の成果と言えます。これからの学校には、子どもにとって安心して楽しく通える魅力ある居場所として、これまで以上に福祉的な役割や機能を担うことが求められており、そのためには、これまでの取組の理念や成果に学びながら、人権教育をさらに発展させていく必要があります。

2. 日本型学校教育の継承・発展

(1) 一人ひとりに応じた支援

新学習指導要領では、「個に応じた指導」を一層重視する必要があるとしています。学校では、現在、一人ひとりの特性や必要性に応じて特別支援教育や日本語指導などが行われています。また、LGBT等当事者の子どもに対する様々な配慮や支援が求められています。障がいのある子どもや外国につながる子ども、LGBT等当事者の子ども等への支援や特別な指導は、学校で安心して過ごし、学ぶ権利を保障するために必要不可欠です。

また、これら以外の人権問題や社会経済文化的背景等の事情により、心身ともに健康に育つための環境が整っておらず、様々な教育課題が顕在化している子どもや潜在的な課題を抱えさせられている子どももあり、こうした子どもたちが様々な事情や育つ環境によって安心して学び育つ権利が侵害されることがないように、支援や取組を行う必要があります。

しかしながら、こうした支援や取組について、不公平・不平等ではないかという意見もあります。特に、様々な事情が背景にあったとしても、子どもの「今」の姿に課題が顕在化していない場合に、そのように感じることもあるかもしれません。こうした意見についてどのように考えればよいでしょう。

例えば、学校が作成する人権教育カリキュラムでは、卒業時にめざす子どもの姿を描きながら、各学校の修学期間や中学校区で連携した9年間の教育活動を計画しています。その際、たとえ子どもを取り巻く様々な課題や人権問題自体が解決できないとしても、子どもたちがそれらの課題や問題を乗り越えたり、なくそうと行動したりできる力を身につけられるよう系統的に取り組む必要があります。

教育が「人格の完成」をめざし、全人的な発達・成長を促す営みであり、子どもの発達・成長が連続するものであることをふまえれば、私たち教職員は、子どもたちの将来にわたっての育ちを見据えて、様々な人権問題等を背景に不利な立場に立たされている子どもの自己実現が阻まれることのないよう、形式的な平等ではなく結果としての平等をめざして取り組む必要があるのではないのでしょうか。

(2) 育ちを支える居場所づくり

多様な子どもたち一人ひとりが自分のよさや可能性を認識し、安心して自己発揮・自己実現できるためには、「日本型学校教育」の強みの一つとして確認された「安全・安心につながることができる居場所」を一人ひとりが実感し、「自分は大切な存在なんだ」と思えるようになることが重要です。中央教育審議会の答申においても、「学校の多様性と包摂性を高めること」の必要性が指摘されています。

学校において多様な子どもたちの存在や思いが大切にされるためには、仲間づくりの中で大切にされてきた、互いのくらしの中にある不安や悩み、生きづらさ等を出し合う取組を通して、子どもたちを意図的につないでいく必要があります。その際、様々な人権問題等を背景に不利な環境のもとにある子どもや集団の中で弱い立場に置かれている子どもを中心に据えて取り組むことが重要です。

2013（平成25）年に三重県教育委員会が行った「人権問題に関する教職員意識調査」では、「人権教育を進めるうえで大切だと思うこと」を問う設問（5つまで複数回答可）への回答として、若い世代の教職員ほど、「弱い立場にある子どもを中心に据える」を選択する割合が低く、50歳代と20歳代では27.5ポイントもの差異があることが明らかとなっています。

Q 人権教育を進めるうえで大切だと思うこと

A 「弱い立場にある子どもを中心に据えて仲間づくりを進める」

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代
25.2%	31.8%	42.1%	52.7%

ここでいう「中心に据える」とは、集団のリーダーに据えるということではありません。その子どもの思いや願いを集団の中で共有し、まわりの子どもたちに弱い立場をつくり出している学級の課題を自分の問題であると気づかせ、その解決に向けて考えさせていくということです。あるいは、不利な立場に立たされている子どもの背景にある人権問題に関する学習を深め、その子どもが抱えさせられている課題やくらしの中にある思いを共有し、その課題を共に乗り越えようとしたり、問題を解決しようとしたりする仲間をつくっていくということです。

学校における「包摂性」を実現するためには、学級や学校の中で弱い立場に立たされ集団から遠いところにいる子どもを「集団に入ることができるようにする」のではなく、その子どもが自分らしく過ごせる状況をその子のまわりにつくることが大切です。

子どもにとって信頼できる「人」とのつながりを意図的につくり、安心して過ごせる状況の中で、その子どもの可能性を引き出すことが学校教育に求められています。そのため、不利な環境のもとにある子どもを支えるおとなの関係性を広げ、「誰一人取り残さない」教育を可能にする強靱なセーフティネットをつくることの重要性がますます高まっています。

次の頁からは、具体的な実践を通じて、一人ひとりに応じた支援や育ちを支える居場所づくりについて、考えてみたいと思います。

3. 実践事例から

事例① 不登校傾向の子どもへの関わりについて考える

「何で、あかんの？」～つながり合う なかまをめざして～

四日市市立常磐小学校のレポートより

【実践の概要】

Aは小学校2年生の頃から登校できない日が多くなり、6年生でも登校できない日が続いた。Aが教室にいないことが当たり前のようにふるまう子どもたちの言動から、担任は、教室がAの居場所になっていないのは、そうした子どもたちの意識に課題があると考え、これまでの自分たちのAに対する意識や関わりを見直し、Aとまわりの子どもたちが同じ学級の大切な仲間であることを実感し合えるよう、学級のみinnで共有するノートを活用し、学校での出来事をAに伝える取組を行った。学級担任はAや保護者の思いに寄り添った支援ができるよう、家庭訪問を続けた。

実践者のふり返し

「何で、あかんの？」と学校に来ていないAの机を勝手に使おうとしたBの発言を聞いたときから、子どもたちが相手の立場に立って考え、Aに対する見方を変えるとともに、共に支え合う仲間としてつながることが、Aの居場所をつくることになると思い、取り組んできた。しかし、卒業間際のある日、AやBが言った「つらい時」「こんな私」という言葉に、はっとさせられた。個々の子どもたちの背景をつかみ、そこにある課題に教師自身が向き合うことから始めなければ、AやBが誰にも言えずに抱えている生きづらさに寄り添ったり、一緒に考えたりできる仲間にはならないのだと気づいた。

学ぶための観点

様々な要因によって、結果的に不登校の状態になっている子どもがいます。子ども自身もその原因が分からないという場合もあり、「行きたいけど行けない」状況に苦しんでいる子どももいます。こうした状況の子どもや家庭に対し、「なぜ来られないのか」といった原因の追究や「どうしたら行けるか」という方策の相談ばかりでは、精神的圧力になりかねません。子どもやその保護者に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢で関わるのが重要です。そのことが、子どもに「大切にされている」という実感を抱かせるとともに、まわりの子どもたちにとっても、教職員のそのような姿勢が友だちの存在や思いを大切にすることを育むことにつながります。

※レポートは、第54回三重県人権・同和教育研究大会報告書集P86～P89に掲載されています。

関係機関と連携した進路学力保障

御浜町立阿田和中学校のレポートより

【実践の概要】

Aは学習面や生活習慣、まわりの生徒とのコミュニケーションに課題があり、支援を必要とした。また、家族の入院により、家庭での生活が変化し、学校を休んだり、登校したとしても保健室で休んだりすることが多くなった。そのようなAが、職場体験学習に向けた取組をきっかけに、どのような進路を選択するかを考え始めた。養護教諭やスクールカウンセラー、町福祉課や三重県自閉症・発達障害支援センターと連携し、Aの学習支援や生活改善に向けた支援を行うことで、Aは学習に対して前向きに取り組めるようになり、まわりの生徒との関係も改善していった。

実践者のふり返り

この3年間でAは大きく成長することができた。家庭における生活環境の変化はAに安心感を与えた。学校においても3年次には、欠席や遅刻が大幅に減少した。数学の授業では計算力が向上し、授業に積極的に取り組むようになった。受検の面接練習でも、「将来、人の役に立つ仕事につきたい」「高校で野球を続けたい」と答えるなど、将来に対し前向きに向き合えるようになった。学校でも家庭でも、自分の居場所を見つけることができたことがAの変化につながったように思う。今回の取組を通して、SCなどの助言をもとに全職員で情報を共有し、家庭、関係機関と連携して取り組むことの大切さを改めて実感することができた。これからもこの姿勢と連携を大切にしていきたい。

学ぶための観点

家庭の経済状況が子育てに影響し、子どもの学習意欲や学力の定着に課題を生じさせていることがあります。また、子どもの特性に応じた適切な支援が行われなことで、学級の中で孤立を深めてしまうことがあります。教育的に不利な環境のもとにある子どもの多様な実情やニーズに対応し、子どもの学習意欲を高め、自己実現に向けた支援を行うためには、参加・体験的に学ぶキャリア教育の充実を図るとともに、担任だけでなく様々な教職員が日常的に、多角的に関わり、子どもの自尊感情を育むことが重要です。また、学校は、関係機関と連携し、必要な支援の制度や施策等を活用し、子どもが安心できる生活の保障に努めることが大切です。

※レポートは、第54回三重県人権・同和教育研究大会報告書集
P185～P188に掲載されています。

重度・重複化のなかでの居住地間交流の実践 ～Aのことを知ってほしい～

県立城山特別支援学校のレポートより

【実践の概要】

Aの保護者は「Aはこの先、地域で暮らしていくので、同年代の人たちにも知ってもらいたい」と居住地校交流を希望した。担任は、交流校の教職員とAの普段の様子や保護者の思いを共有し、交流の内容等の打ち合わせを重ねた。また、交流校の教職員がAの在籍校を訪ね、授業を見学したり、Aの担任と共に家庭訪問を行ったりして共通理解を図った。Aは居住地校の生徒と交流を重ね、地域の同級生や様々な人と関わる経験を積むことができた。交流校の生徒も、交流を通じて接し方を学び、相互理解を深めることにつながった。

実践者のふり返り

本校では、本人・保護者の思いをスタートとして個々に合った活動になるよう柔軟な姿勢で居住地校交流を行っている。今回の実践においても、家庭訪問で伺った「交流校の生徒が障がいや障がい者について何か感じたり、気づいたりしてくれたらいい。Aが役に立てることがあるなら協力します」という保護者のことばや思いは交流を進めていくうえでの軸となった。交流を計画していく中で行き詰まることもあったが、交流校の教職員と一緒に聞かせてもらったこの保護者のことばや思いに立ち返ることによりよい方向に進めることができた。

これからも交流がよい居場所づくりにつながることを願い、校内や交流校、保護者と協力して実践を続けていきたい。

学ぶための観点

特別支援学校に在籍する子どもが、居住する地域の学校の子ともと共に学ぶ交流や共同学習は、障がいのある子どもにとっても、障がいのない子どもにとっても、互いの存在を尊重し合い、協働して生活していく態度を育む有効な取組です。居住地校交流を行うに当たっては、障がいのある子どもやその保護者の思いや希望を聞きながら、それぞれの学校の担当者間で取組の目的や教育効果等について十分な協議・打ち合わせを行うことが大切です。重度・重複障がいのある子どもの場合も、子ども本人や保護者の思いは多様であることに留意し、地域における生活や卒業後の生活の充実に向け、地域の人や関係機関と連携することも重要です。

※レポートは、第54回三重県人権・同和教育研究大会報告書集
P142～P145に掲載されています。

事例④ 外国につながるのある子どもの進路保障について考える

私の夢～“人権の種”を蒔きたい～

県立伊賀白鳳高等学校のレポートより

【実践の概要】

小学校から人権活動を続けてきたブラジル、フィリピンにルーツのあるAは、高校でも人権サークルに所属した。2年時に、自分が抱えてきた孤独や寂しさ、これまでの生活の中で悔しかったこと、将来は外国にルーツのある子どもたちの思いや悩みに寄り添うことができる小学校の教師になりたいという夢を語った。仲間の思いや夢を知り、互いに深くつながることで、サークルはみんなにとって安心して自分の思いを出せる場になっていった。その後、Aは友だちや教職員、保護者等、多くの人に支えられながら自分の夢に向かって歩み始めた。

実践者のふり返り

外国にルーツのある子どもたちの思いや進路実現について考えるとき、「日本にいる今」「この先も日本で暮らすのであれば」というようなマジョリティ側にいる自分を基準とした考えに囚われていたのではないかとAとの出会いを通して気づかされ、Aや保護者がどんな思いや願いをもっているのかをもっと知りたいと思うようになった。子ども自身が本音を出せ、互いを認め合える人権サークルでありたいと考え、子どもたちの「思い」を聞くことを大切にしながら活動を重ねてきた。

「私はここにいていいんだ」。そう思える学校をつくっていくために、子どもに寄り添いながら、子どもたちが自らの力で自分の居場所をつくっていけるよう、今後もしっかり組んでいきたいと思う。

学ぶための観点

外国につながるのある子どもは、学校や社会における制度や文化、「日本人」との外見上の違い等によって、自分に自信を持てなかつたり、自分のアイデンティティを否定したりしてしまうことがあります。外国人の人権に係わる問題は、明らかな差別的意図を持つヘイトスピーチのような言動だけでなく、当事者が感じる疎外感や生きづらさに現れていると認識し、子どもや保護者の思いを丁寧に聞き取ることが大切です。また、まわりの子どもが、外国につながる友だちの不安や悩みに触れ、そう感じさせている社会のマイクロアグレッション*に無自覚な自分の問題であるにとらえることで、人権問題について考え合う仲間としてのつながりが深まっています。

*マイクロアグレッション… する方には相手を傷つけたり差別したりする意図はないけれども、される方には「否定・侮辱・疎外」といったメッセージとなるような言動

※レポートは、第54回三重県人権・同和教育研究大会報告書集
P170～P173に掲載されています。

事例⑤ 子どもの育ちを支える学校・家庭・地域の連携について考える

伝えあうことから～私を変えてくれた出会い～

志摩市迫間教育集会所のレポートより

【実践の概要】

行政職員として教育集会所に勤務する実践者は、地域に暮らすAの母親から、自分自身もこの教育集会所で何かあったら相談できる仲間ができたという話を聞き、教育集会所の役割として、差別をなくす仲間をつくるという方向性を見出す。

教育集会所で学ぶ子どもたちや学校の教職員、教育集会所に関わる親や地域の人たちと共に部落問題や様々な人権問題をなくすことを共通の課題として取り組む中で、実践者は自らの意識を見直し、自分自身も差別をなくす仲間としてつながっていきたいと思うようになっていった。

実践者のふり返り

教育集会所に勤務するまで私は人権について深く考えずに生きてきたことを、子どもたちと出会うことで気づかされた。まず、私は子どもたちが日々どんなことを思っているか丁寧に聞くことから始めた。その中でAやAの保護者と出会い、部落差別や様々な差別に向き合うようになった。少しずつ子どもたちに対する見方や関わり方が変わっていった。これから私は、教育集会所がAや来所する子どもたちの安心できる居場所であるために、自分の思いを話せる活動をさらに充実させていきたい。これからも、子どもたちや地域に人たちと共に一緒になって差別をなくす仲間となれるよう、見て見ぬふりをしてきた自分を見つめ直し続けていきたい。

学ぶための観点

学校の放課後や長期休業期間に、教育集会所において補充学習や人権学習などを行っている地域があります。また、それぞれの中学校区で組織されている人権教育推進協議会や子ども支援ネットワークの活動として、学習支援等を行っているところもあります。特に、被差別の立場にある子どもにとって、安心できる地域の人たちの存在や安心して過ごせる居場所が必要です。このことから、子どもたちの育ちが様々な社会的要因による影響を受けているということ子どもに関わるおとなが自覚し、その解決に向けた取組であるということ共有し合ったうえで、保護者や地域の人々が連携し、子どもたちを支えるネットワークを充実することが重要です。

※レポートは、第54回三重県人権・同和教育研究大会報告書集 P194～P197に掲載されています。

4. おわりに

教育現場には、不登校、いじめ、問題行動、学力不振、貧困、虐待等の様々な課題があります。今年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、子どもたちの学ぶ環境をどのように保障していくのかが大きな課題となり、この状況は今後も続くことが予想されます。特に、教育的に不利な環境のもとにある子どもは、そのような社会の影響を受けやすく、日常生活に生きづらさを感じたり、その不安や悩みを誰にも言えず、一人で抱え込んでいたりする可能性があります。

本事例集は、こうした子どもたちを前に、子どもが本来持っている力を引き出せるよう、一人ひとりに応じた教育活動を行ったり、安心して自己発揮できる居場所づくりに取り組んだりした実践をまとめたものです。個人や職場での研修等でご活用いただき、取組を推進するための一助となることを期待しています。